

和歌山市プレミアム付商品券発行運營業務に伴う公募型プロポーザル 実施要領

公表日 令和7年4月1日
(2025年)

1 契約概要

(1) 名称

和歌山市プレミアム付商品券発行運營業務

(2) 目的

物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援を目的としてプレミアム付商品券を発行することで、市内での消費喚起を図り、地域経済の回復につなげる。

(3) 契約内容

和歌山市プレミアム付商品券発行運營業務委託仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日(金)まで

(5) 日程

実施要領公表	令和7年 4月 1日 (火)
参加資格確認申請書受付	令和7年 4月14日 (月) 午後5時まで
参加資格確認通知書送付	令和7年 4月15日 (火) (予定)
説明会	令和7年 4月18日 (金) (予定)
質問受付	令和7年 4月25日 (金) 午後5時まで
企画提案書提出	令和7年 5月 7日 (水) 午後5時まで
企画提案評価	令和7年 5月12日 (月) (予定)
審査結果通知	令和7年 5月13日 (火) (予定)
契約締結日	令和7年 5月14日 (水) (予定)

2 見積限度額(予定価格)

569,444,000円

【内訳】 事務費 194,444,000円(消費税及び地方消費税を含む)
プレミアム付加分 375,000,000円(非課税)

※参考見積書の金額が見積限度額(予定価格)を超過した場合、失格とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、実施要領の公表日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項

各号に掲げる者であること。

- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
- ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得している者であること。
- (7) 国、地方公共団体又はこれらに準じる機関が発注する、本業務と同種のプレミアム付商品券発行運営業務に係る契約を履行した実績を有する者であること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 3 参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。

なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 会社概要

エ プライバシーマークの認定またはこれと同等以上の資格を取得していることを証する書類

- オ 履行実績調書（様式3）及び当該契約に係る契約書の写し
- カ 役員等調書及び照会承諾書（様式4）
- キ 委任状及び使用印鑑届出書（様式5）

なお、カ及びキについては、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定により競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、提出しなくてよい。

(2) 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 産業交流局 産業部 商工振興課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 3 3 （内線3048）

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 5 6

メールアドレス：shoko@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

ア 提出書類は、すべてまとめて提出すること。

イ 持参又は郵送で提出すること。

※ 持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和7年4月15日（火）（予定）

6 説明会

(1) 開催日時

令和7年4月18日（金）午後2時から（予定）

(2) 開催場所

和歌山市役所本庁舎10階第3会議室（予定）

(3) 注意事項

ア 説明会に欠席したものは、プロポーザル参加資格を失う。

イ 1事業者で2人までの参加は認めるが、1人の参加者が複数の事業者の代理人となることはできない。

ウ 説明会に遅刻した者に対しての再説明は行わない。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年4月25日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

電子メールにより、質問書（様式6）を商工振興課まで提出すること。質問方法以外で提出された質問に対しては回答しない。なお、送信後、電話にて担当者にメールの着信の確認を行うこと。

(3) 質問先

4 (3) に同じ。

(4) 回答方法

質問者に対してメールにより回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

※書式・様式は特に定めない。

ア 企画提案書（A4版、左綴じ、表紙を含め両面20ページ以内）10部

次に掲げる事項を含んだ提案をまとめて提出すること。

- ・仕様書に掲げる内容を盛り込んだ企画提案書を作成すること。
- ・事業実施スケジュール、実施体制等を具体的に記載すること。

イ 事業見積書（任意様式 消費税及び地方消費税を含む。）原本1部、副本9部

プレミアム付加分375,000,000円（非課税）と事務費（消費税及び地方消費税を含む）の内訳を明示し、積算の明細・根拠が分かるようにすること。

(2) 提出期限

令和7年5月7日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

4 (3) に同じ。

(4) 提出方法

4 (4) に同じ。

(5) 提出制限

企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

9 評価方法

本プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、下記の「10 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 評価についての注意事項

ア 最高得点の者が複数となった場合は「評価項目（1）提案内容・組織についての評価」の得点が最も高い事業者を受託候補者として決定する。

イ 受託候補者の特定後、不測の事態が生じた場合は、次点の評価点を取得した者を受託候補者として特定する。

ウ 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受

託候補者として特定する。

(3) 開催日時及び場所等

ア 実施内容

企画提案説明に25分、質疑応答に10分とする

イ 開催日時

令和7年5月12日(月)(予定)

ウ 開催場所

和歌山市役所本庁舎10階 第3会議室(和歌山市七番丁23番地)(予定)

但し、正式な日時等詳細については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

(4) プレゼンテーションの注意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとする。(その他の機材の持ち込みは認めない。)

ウ プレゼンテーションに出席しなかった場合、そのプロポーザル参加者は失格とする。

エ プロポーザル参加者が1者のみであってもプレゼンテーションを実施する。

オ 他者のプレゼンテーションを傍聴することは一切認めない。

カ 1者につき3名までの参加とする。

(5) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書(令和7年5月13日(火)送付予定)により通知する。

10 評価基準及び配点

90点/150点(6割)を最低基準とする。

(1) 提案内容・組織についての評価 65/150点

評価項目		配点
組織評価 (業務体制 や実績)	○セキュリティ対策等の具体的かつ現実的な方法が提案されているか。 また、システム障害の発生や個人情報等が流出した場合の対処法が提案されているか。	10点
	○当該業務を遂行するために必要な知識・経験(同種・類似業務の実績等)	5点
提案内容評価	○仕様を満たす商品券発行内容であり、購入者にとって利便性の高い販売方法及び利用方法となっているか。	15点
	○提案するシステム等(商品券システム、参加店舗用管理サイト、商品券専用ホームページ等)は、参加店舗及び購入者が利用しやすく、動作性に優れた提案となっているか。	10点
	○システム構築や広報、商品券の販売に係る詳細なスケジュールや手順が示されており、いち早く商品券の利用が開始でき、かつ仕様を満たす実現可能なスケジュールとなっているか。	5点
	○提案するシステムは、今後地域通貨等の地域経済活性化や域内消費に	5点

	繋がる施策にも活用可能な、拡張性が高いものであるか。	
	○参加店舗数の確保に向けた、店舗への積極的なアプローチ等が想定されているか。	5点
	○市民や事業者への効果的な広報宣伝が見込めるか。	10点

(2) 社会・地域貢献度についての評価 10 / 150点

評価項目		配点
社会地域貢献評価	○和歌山市内に本店等を有するか。	5点
	○市内事業者への発注可能な業務を十分精査したうえで発注を検討しているか。	5点

(3) 適正な見積についての評価 75 / 150点

評価項目		配点
価格評価	○各業務に係る費用の妥当性 評価点 = 配点 × (最低見積額 / 提案者の参考見積額) <u>※見積額のうちプレミアム分として計上される金額は価格評価対象外とする。</u>	75点

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に企画提案に係る書類に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度
適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用しない。
- (3) 契約保証金
契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年5月30日規則第83号）第34条各号に該当するときは、免除とする。
- (4) 契約書作成の要否

必要である。

- (5) プロポーザルは、受託候補者を特定するために実施するものであり、必ずしも提案内容に沿って契約するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。
- (6) 受託候補者は和歌山市と緊密な連絡を取り、円滑に業務の進捗を図るものとする。

1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における企画提案に係る書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要がある時は、市は提案者の同意なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に若干の変更が発生する場合がある。
- (7) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (8) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ市と協議し第三者への委託が効率的、効果的であると認められた場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (9) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、市と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。
- (10) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合がある。
- (11) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。
- (12) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。
- (13) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (14) 個人情報の保護については、十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。
- (15) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。